

「さくらねこ無料不妊手術事業」のチケット申請における、団体枠の登録対象者および遵守事項は下記となります。どうぶつ基金の理念や動物愛護に関する考え方を十分にご理解・ご賛同いただき、以下のすべての内容をご確認・ご了承いただいたうえでお申し込みください。当基金は、登録対象者が団体枠への登録申込をしたことをもって、以下すべての項目に同意したものとみなします。

1. 団体枠の登録対象者は以下となります。
 - 団体枠 A = 【公益財団法人、公益社団法人、NPO 法人、認定 NPO 法人、一般財団法人、一般社団法人】のうち、どうぶつ基金の地域相談窓口として紹介されること、相談者に対応することに同意した方。
※地方公共団体が運営している施設（公園等）の管理を委託されている方（指定管理者）は行政枠でご登録下さい。
 - 団体枠 B = 学校法人、自治会連合会、自治会（チケット使用対象は管轄内の猫に限る）
2. 団体枠チケットは、上記の団体に与えられるものであり、チケットを使用できるのは申請団体に限られます。第三者への再配分、譲渡等は一切禁止です。ただし、第三者（相談者等）に猫の捕獲を依頼することは可能です。
3. 猫の運搬は、あらかじめ申告した猫運搬者（団体代表者を含めて3名まで登録可）に限ります。
4. 団体枠から多頭飼育救済の申請はできません。多頭飼育救済のためのチケット申請は行政枠のみになります。
5. チケットを使用できる猫は「TNR を目的とした飼い主不明猫」に限られます。TNR を目的として捕獲した猫について、リターンを中止した場合（飼うことにした、保護する・里親を探すことにした等）にはその理由の如何を問わずチケットは使用できません。すでにチケットを使用して不妊手術を実施している場合には、速やかにどうぶつ基金事務局へお申し出ください。この場合、どうぶつ基金が協力病院に支払った手術費用をご返金いただきます。
6. チケット使用時、協力病院にて身分証（運転免許証や保険証等）を提示してください。
7. どうぶつ基金のチケットを使用して TNR を行う場合、何人からも物品や金銭を受け取らないでください。寄付金、謝礼、捕獲手間賃、人件費、不妊手術費用および不妊手術以外の医療費（ワクチンやノミ駆除薬等）、交通費の実費（公共交通機関や高速代、タクシー代、ガソリン代等も請求できません）等を名目として金品を請求することは一切禁止です。
8. 申請者が、どうぶつ基金の協力病院とチケットの使用に関して直接交渉（事前予約、医療費など）を行うことは認められません。
9. どうぶつ基金のチケットを使用した活動について、団体 A のホームページ（ない場合は SNS 等でも可）には必ず以下の定型文をリンク付きで掲載してください。
 - ホームページ用定型文

青字部分に必ず「<https://www.doubutukikin.or.jp/kifu/>」へのリンクを付けてください（赤い部分は貴団体に差し替えて使用してください。）ハイパーリンクは必須です。

『「**団体名**」は、殺処分ゼロを目指す公益財団法人どうぶつ基金の協働ボランティアです。どうぶつ基金が発行する「**さくらねこ TNR 無料不妊手術チケット**」を利用して TNR を行っており、チケットを使用して行った不妊手術費用については全額どうぶつ基金が負担します（or しました）。』

● SNS（Facebook、Twitter、Instagram 等）用定型文

※チケットを使用した TNR および TNR を実施した猫の記事を公開する場合は、各記事に必ず定型文を掲載してください。

『どうぶつ基金の「さくらねこ TNR 無料不妊手術チケット」を利用して TNR を行いました。』

10. 手術の対象となる猫は、耳先カットを行います。
11. 住宅密集地で TNR 活動を行う場合、環境省が作成した「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」に沿った取り組みを行うよう努めます。
12. チケットは有効期間を過ぎると無効になります。無効になったチケットは申請者が責任をもって破棄してください。
13. 希望通りの枚数のチケットが発行されない場合があることを理解し、異議を申し立てません。
14. 妊娠中の猫は墮胎します。墮胎手術が行われた場合、協力病院によっては墮胎費用が申請者負担となります。墮胎費用が申請者負担となる場合があることを了承し、協力病院から請求を受けた場合は墮胎費用を支払います。
15. チケット使用に際し、ワクチン接種、ノミダニ駆除薬投与、コンベニア投与を必須としている協力病院があります。これらの費用について申請者負担となる場合があることを了承し、協力病院から請求を受けた場合はこれらの費用を支払います。
16. 申請者は、手術の結果に対してどうぶつ基金および協力病院に異議を申し立てません。また、何人に対しても、手術の結果に対する損害賠償請求を行いません。
17. 本事業を説明・紹介する際には以下の言葉を使用し、必要なときは注釈を入れます。
 - さくらねこ：不妊手術済みで耳先を桜の花びらのように V カット（さくら耳）した猫
 - さくら耳：不妊手術済みの印に耳先を桜の花びらのように V カットした耳
 - さくらねこ TNR（TNR 先行型地域猫活動）：地域猫活動等において、まず TNR を先行して繁殖を制限しながら他の問題解決に対応する方法で、TNR 先行型地域猫活動とも呼ばれている
18. 本事業中に事故などが起こった場合、申請者が自己の責任においてこれを処理・対応し、どうぶつ基金や他の事業参加者に対してその責を問いません。
19. 申請者名や活動内容が公開されることに同意します。
20. 本事業に係る事後調査、アンケート等に応じます。

21. どうぶつ基金が実施するイベントや広報活動等に協力します。
22. 本同意事項に違反した、または違反しているとどうぶつ基金が判断した者に対して、チケット発行を停止する場合があります。
23. どうぶつ基金は、どうぶつ基金が必要と判断した場合に、本同意事項を変更することができます。本同意事項を変更する場合、事前に、本同意事項を変更する旨、変更後の同意事項の内容及び効力発生時期を適切な方法により利用者に周知します。
24. この制度は予告なく変更、終了する場合があります。